

# 熊本県公報

第13538号  
令和8年(2026年)  
5月26日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

<b>告 示</b>	
○令和8年6月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○漁業共済義務加入に係る契約締結申込みの同意成立	(団体支援課) 2
○障害者総合支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出	(障がい者支援課) 2
○クリーニング師研修及び業務従事者講習の指定	(薬務衛生課) 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
<b>公 告</b>	
○土地改良区の役員を選任等	(農村計画課) 3
○土地改良区の定款変更の認可	( " ) 3
○土地改良区が定める管理規程の認可	( " ) 3
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 4
<b>登 載 依 頼</b>	
○令和9年度(2027年度)熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務に係る一般競争入札の参加資格等	(高校教育課) 6
○令和9年度(2027年度)熊本県立高等学校及び熊本県立併設型中学校入学者選抜におけるインターネット出願システム業務に係る一般競争入札の実施	( " ) 6
○令和8年度(2026年度)教育用コンピュータ等の賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育政策課) 10
○令和8年度(2026年度)教育用コンピュータ等の賃貸借に係る一般競争入札の実施	( " ) 11
○特定金属くず買受業法令事務取扱規則	(警察本部生活環境課) 14

## 告 示

### 熊本県告示第424号

令和8年(2026年)6月5日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。  
令和8年(2026年)5月26日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県告示第425号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
令和8年(2026年)5月26日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町緑川字小屏風111番25、111番27、111番28、111番37、111番57から111番59まで、字沢津120番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字小屏風111番25・111番27(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産

7 問合せ

(1) 問合せ先 熊本県教育庁 内容全般(仕様書、確認申請等)に関する事。入札業務内政課(仕様書、確認申請等)に関する事。

熊本県教育庁 内容全般(仕様書、確認申請等)に関する事。入札業務内政課(仕様書、確認申請等)に関する事。

イ 競争入札参加資格審査申請に関する事。熊本県出納局管理調達課管理班

熊本県出納局管理調達課管理班

ウ 入札手続(紙入札移行承認等)及び電子入札システム利用届に関する事。熊本県出納局管理調達課管理班

熊本県出納局管理調達課管理班

エ 電子入札システムの操作方法に関する事。くまもと県市町村電子入札コールセンター

くまもと県市町村電子入札コールセンター

(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity A Set of personal computer for education . 77 personal computers and softwares . peripheral equipments and softwares

(2) Date and place to tender Date: July 7th, 2026, 10:00 am Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Procurement Division (2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract Educational Policy Division Board of Education Prefectural Office of Kumamoto 6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture 862-8609, Japan Phone: 096-333-2673

(4) Other Language: Japanese Currency: Japanese Yen

熊本県公安委員会規則第4号

特定金属くず買受業法令事務取扱規則を次のように定める。 令和8年5月26日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

特定金属くず買受業法令事務取扱規則

(氏名等の表示)

第1条 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号。以下「法」という。)第5条の規定による表示は、氏名等表示票(別記様式第1号)により行うものとする。

(行政処分)

第2条 警察署長は、法第11条又は第12条の規定による行政処分を必要とする事案が判明したときは、遅滞なく、熊本県警察本部生活環境課長を経由して上申するものとする。証明書類は、添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、原

2 則として被処分者に係る行政処分を上申した警察署長を経由して行うものとする。

(1) 法第11条の規定による指示 指示書(別記様式第3号)

(2) 法第12条の規定による営業の停止 営業停止命令書(別記様式第4号)

3 公安委員会及び警察署長は、行政処分台帳(別記様式第5号)を備え付け、行政処分の理由、結果その他必要な事項を記録しておくものとする。

(報告徴収)

第3条 法第13条に規定する報告徴収は、報告・資料提出要求書（別記様式第6号）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式第1号 (第1条関係)

氏 名 等 表 示 票

特定金属くず買受業

開始届出書を提出した 公安委員会	熊本県公安委員会
届 出 番 号 等	第 号
氏 名 又 は 名 称	
営業所の名称	

備考

- 1 この様式は、特定金属くず買受業を営む者が営業所に表示する氏名等の様式とする。
- 2 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号 (第2条関係)

熊 第 号  
年 月 日

熊本県公安委員会 殿

警察署長

行政処分上申書

次のとおり行政処分を必要とする事案が判明したので上申する。

被 処 分 者	本 籍 (法人の名称)	
	住 所 法人の(所在地)	
	営業所の名称	
	営業所の所在地	
	氏名・生年月日 (法人の代表者)	年 月 日生
特定金属くず買受業 開始届出 年 月 日	年 月 日	
届出書を提出した 公安委員会	公安委員会	届出書の 届出番号等 第 号
前科、行政処分 の有無及び行状		

上 申 の 理 由

処 分 に 対 す る 意 見

参 考 事 項  
(送致、刑事処分の  
意見など)

別記様式第3号(第2条関係)

熊本県公安委員会達第 号

指 示 書

住 所  
名称又は氏名 殿  
(法人にあつては  
その代表者の氏名)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)第11条の規定により、次のとおり指示する。

指示事項

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第4号(第2条関係)

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住 所  
名 称 又 は 氏 名 殿  
(法人にあっては  
その代表者の氏名)

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)第12条の規定により、次のとおり特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停止の範囲

停止の期間

年 月 日から  
年 月 日まで 日間

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。



別記様式第6号 (第3条関係)

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

熊本県公安委員会達第 号  
年 月 日

住 所  
名 称 又 は 氏 名 殿  
(法人にあつては、  
その代表者の氏名)

熊本県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律 (令和7年法律第75号) 第13条  
第1項の規定により、報告・資料の提出を要求する。

要 求 事 項	
要 求 理 由	
報 告 ・ 資 料 提 出 期 限	年 月 日
報 告 ・ 資 料 提 出 先	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります) 提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。